

プリペイド式携帯電話の契約者本人確認を実施

ボーダフォン株式会社(本社:東京都港区、社長:ビル・モロー)は、プリペイド式携帯電話の不適正利用防止対策として、プリペイド式携帯電話サービスをご利用のすべてのお客さまを対象に、契約者本人確認を本年4月25日(月)より実施します。

今回実施する契約者本人確認は、まず過去に販売したものを含めすべてのプリペイド式携帯電話において契約者情報を当社が把握する運用に変更します。さらに一定期間内に当社が契約者情報を確認できない場合には、利用停止を行うことができる制度に変更するものです。実施方法は以下のとおりです。

- (1) プリペイド式携帯電話サービスをご利用のすべてのお客さまに対し、当社ホームページやメール送信などにより契約者情報の届け出をお願いする告知を行います。契約者情報の届け出をお願いする対象のお客さまは以下のとおりです。
 - ・ 現在利用中だが、契約者情報の届け出をしていないお客さま
 - ・ 契約者情報の届け出をしたが、その後変更があったお客さまなお、当社は契約者情報の登録があったお客さまを契約者として取り扱います。契約者情報の届け出をされたが、その後第三者に譲渡し、現在利用されていないお客さまは、未使用であることの申告が必要となります。
- (2) 契約者情報の届け出期間は2005年4月25日(月)から10月31日(月)までとし、全国のボーダフォンショップで受付を行います。
- (3) 上記(2)の届け出期間終了後に当社で契約者情報が確認できないお客さまに対し、2005年11月以降、順次利用停止を行います。

また、今回のプリペイド式携帯電話の契約者本人確認の実施と同時に、契約者情報を継続的に管理していくため、プリペイド式携帯電話サービスにおいて譲渡制度を導入し、今後第三者に譲渡する際は、当社への届け出を必要とする運用に変更します。

なお、当社がこれまでに実施したプリペイド式携帯電話サービスにおける本人確認強化策は、以下のとおりです。

- (1) 2004年12月から、プリペイド式携帯電話サービスの販売時の運用方法を、契約者の本人確認を行った後、契約者情報の当社顧客管理システムへの登録完了をもって利用可能となるよう変更
- (2) 2004年12月から、地方自治体からの要請を受けた場合にプリペイド式携帯電話サービスの既存契約者に対して契約者情報の確認を行い、その確認ができない際には当該回線の利用停止を実施

「ボーダフォンプリペイドサービス」および「Pj」、「Pj」は東海地域を中心に販売しているプリペイド式携帯電話サービス。

以上

- ボーダフォンプリペイドサービスおよびPjは、ボーダフォン株式会社の商標です。
- Vodafone は、Vodafone Group Plc の登録商標です。
- ボーダフォングループは世界26か国で約4億1640万人以上の加入者(2004年12月末現在、出資全子会社の合計加入者数)を持ち、さらに14か国の事業者と提携して世界をリードする携帯電話会社です。